

えべつデジタルマップ作成等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月
江別市

えべつデジタルマップ作成等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 名称

えべつデジタルマップ作成等業務委託

(2) 業務の目的

江別市（以下「本市」という。）が管理する道路等について、管理の効率化及び高度化を図るため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条、道路法施行規則第 4 条の 2 並びに関係省令に基づく台帳の整備、電子化を行い、道路行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現する。また、道路台帳だけでなく工事情報や通行規制情報、地籍測量成果、建築基準法上の道路、都市計画図、地番図など、道路・土地に係る情報を公開型 GIS に集約して一元的にインターネット公開を行うことで、住民サービスの向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「えべつデジタルマップ作成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書に規定する内容は、本事業の目的を達成するために必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4) 委託料上限額

196,210,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業には、地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）を活用

(5) 業務（委託）期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで（システムの保守期間は令和 9 年 3 月 31 日まで）

但し、導入システムは令和 9 年 3 月 1 日から本運用を開始し、令和 11 年 3 月 31 日まで利用できるライセンスとする

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている単独企業

又は共同企業体とする。単独企業による参加の場合で、業務の一部の再委託を予定している場合は、想定している再委託先企業を企画提案書の中で明示し、役割分担を明確化すること。

共同企業体による参加の場合は、「江別市共同企業体取扱要綱」を適用するものとし、構成員数、構成員の要件、出資割合などはその定めによるものとする。

- (1) 以下のすべての認証を取得していること。共同企業体の場合は、代表企業がすべての認証を取得していること。
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム認証登録 ISO 27001
 - ② 個人情報保護マネジメントシステム認証登録 JIS Q 15001
 - ③ 品質マネジメントシステム JIS Q 9001
- (2) 車載写真レーザ計測、数値図化、既成図数値化、測地系変換の各工程の測量精度管理を担当する企業は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- (3) 代表企業は北海道内に測量士を常駐している本店、支店又は営業所を有すること。（バーチャルオフィス等の実態がないものを除く。）また、市の求めに応じて速やかに市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。
- (4) 代表企業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）を活用し、延長 500km 以上の道路台帳電子化及び公開型 GIS 構築を行った実績を有していること。
- (5) 代表企業は、令和 3 年度以降に北海道内の市町村において、道路台帳図の電子化に伴う道路台帳調書数値の全面的な見直しを行うための、従来の報告数値と新たな計測数値の比較確認資料を作成した実績を有していること。
- (6) デジタル地方創生モデル仕様書（公開型 GIS）の機能要件の必須項目をすべて満たすサービス、またはデジタル地方創生サービスカタログの公開型 GIS に掲載されているサービスであって、かつ市町村において稼働実績がある公開型 GIS サービスを提供できること。
- (7) 令和 7 年 4 月 1 日時点で地方公共団体情報システム機構が公表している LGWAN - ASP サービスリストに掲載され、かつ北海道内の市町村において稼働実績がある自治体向け GIS サービスを提供できること。
- (8) 再委託する場合は、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を含む。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない

者であること。

- (10) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく会社、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人又はその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (11) 暴力団（江別市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団という。）又は暴力団員（江別市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係事業者（江別市暴力団排除条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (13) 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (14) 市税（法人市民税及び固定資産税）に滞納がないこと。

3 契約方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加事業者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 質問の受付と回答

(1) 提出書類

質問・回答書〈様式 1〉

(2) 受付期間

参加表明に係る質問は令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで（必着）

仕様書等に係る質問は令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

建設部土木事務所道路管理課（dorokanri@city.ebetsu.lg.jp）宛て電子メール

※Word データで送付すること。

(4) 回答方法

当市公式ホームページに随時公開する。

5 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

① 参加表明書〈様式2〉

(共同企業体の場合は、共同企業体名と代表企業情報を記載し、参加企業の情報は別紙(任意様式)で提出すること。)

② 事業者概要書〈様式3〉

(会社情報、年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写しや業務の概要がわかるものを添付すること。また、共同企業体で応募する場合は構成する全ての事業者について提出すること。)

③ 実績一覧〈様式4-1、4-2〉

④ 令和7・8年度江別市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者の場合、次に掲げる書類(写し可)

ア 履歴事項全部証明書

イ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)(直近2年度決算分)

ウ 国税等の納税証明書 その3の3(法人税及び消費税及び地方消費税)

エ 市税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)

・本市で課税がある場合(本市に本店・支店・営業所がある場合等)は本市が発行する納税証明書を、本市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書を提出すること。

※ア、ウ、エに掲げる書類については、申請時において発行から3ヶ月以内であるものとし、ウ、エは、滞納の記載がないものに限る。

(2) 提出期限

令和8年4月28日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

(4) 提出場所

〒067-0041 北海道江別市元江別本町21番地

江別市建設部土木事務所道路管理課

(5) 提出部数

各1部

6 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案書は A4 版で提出すること。

① 企画提案書〈任意様式〉

・仕様書に基づき、様式 5 の企画提案項目に沿って各事項について具体的な提案をすること。

② 別紙 1 モデル仕様書（公開型 GIS 機能要件表）

③ 別紙 3 仕様書（統合型 GIS 機能要件表）

④ 見積書〈様式 6〉（項目を含んでいれば任意様式も可）

⑤ 提案価格書〈様式 7〉

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

〒067-0041 北海道江別市元江別本町 21 番地
江別市建設部土木事務所道路管理課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部（副本については複写可とする。）

(6) 提出辞退

参加の辞退を希望する場合は、企画提案書提出期間内までに、参加辞退届〈様式 8 号〉を書面にて提出すること。

なお、辞退による不利益は一切生じない。

7 選定方法

(1) 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び選定は、市職員等で構成する「えべつデジタルマップ事業委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

(2) 一次審査（書類審査）の実施

募集要件に満たない場合や提出書類に瑕疵等が認められた場合は、一次審査（書類審査）により落選する場合があります。

(3) 二次審査（プロポーザル審査会）通知

令和 8 年 5 月 12 日（火）（予定）

「2 参加資格要件」を満たし、企画提案書の提出のあった参加表明者（一次審査実施の場合はプロポーザル審査会の対象となった事業者）に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレスに通知する。

（4）プロポーザル審査会

企画提案内容を確認するため、参加事業者によるプレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行い、評価が最も優れている事業を第1優先契約候補者として選定する（次点者も決定する。）。

なお、選定結果については、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知する。

ほかの参加事業者の情報、選定結果、評価点や審査の経緯は公開せず、審査及び結果に関する質問や意義は受け付けないものとする。

① 実施日：令和8年5月15日（金）

② 実施場所：江別市民会館（北海道江別市高砂町6番地）（予定）

③ 企画提案の説明及び質疑応答

1者あたり1時間程度（準備時間：10分、プレゼンテーション：30分以内、質疑応答：15分、撤去時間：5分程度）を予定。

※デモ画像を用いた操作説明を行う場合は、プレゼンテーション内で実施すること。

④ 審査項目：表1のとおり

⑤ 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

上記④審査項目のうち「企画提案」の合計点が高い者を契約候補者に選定する。なお、「企画提案」の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

⑥ 参加事業者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（5割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

⑦ 委員の総合計点が最低基準点（5割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。

⑧ その他

・当方において、ノートパソコン（windows）、HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加事業者がパソコンを持参することも可能である。

・プレゼンテーションの日時及び場所については、あらためて別途通知する。

（5）選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に令和8年5月18日（月）（予定）に電子メールアドレスに通知する。

表1 審査項目一覧

審査項目	内容	審査の視点	配点
1. 事業者に関する項目			
業務遂行能力 40点	業務実績	道路台帳図電子化及び公開型 GIS 構築に関する十分な実績を有しているか。	10
	業務実施体制	資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。また、問題発生時に迅速な対応が可能な体制が構築されているか。	10
	資格	情報セキュリティや個人情報保護の資格、LGWAN-ASP サービス事業者に必要な資格等を有しているか。	10
	業務計画	仕様書に基づく適切な業務方針が立てられているか。	10
2. 提案に関する項目			
企画提案 110点	道路台帳図の電子化	道路台帳管理の現状と課題について正しく理解した上での提案になっているか。 道路台帳デジタル化の手法は適切か。 課題への具体的な対応策が示されているか。	40
	地籍図等電子化 (道路台帳図以外)	提示された手法は適切か。 業務目的に見合う計画になっているか。	20
	システム構築	地図情報システムの全体像・機能は適切か。 公開型 GIS は適切で市民が利用しやすい作りになっているか。 統合型 GIS は適切で職員が使いやすい作りになっているか。	50
3. 見積価格に関する項目			
見積 20点	導入費用	見積の経費は、内容に対して妥当か。	10
	ランニングコスト	導入後5年以内の大規模更新等が不要となる等、妥当な提案となっているか。	10
4. その他			
その他 30点	セキュリティ・運用保守	データ保護・セキュリティ・障害復旧の観点から有効な運用が提示されているか。	10
	自社アピール	本業務に関して有効となる独自提案や地域貢献等を盛り込んだ提案はあるか。	20
合計			200

8 スケジュール

表2のとおり

表2 スケジュール

内容	スケジュール
公募開始	令和8年4月15日(水)から
参加表明に係る質問書の提出期限	令和8年4月22日(水)午後5時まで(必着)
仕様書等に係る質問書の提出期限	令和8年4月28日(火)午後5時まで(必着)
参加表明書等の提出期限	令和8年4月28日(火)午後5時まで(必着)
企画提案書等の提出期限	令和8年5月11日(月)午後5時まで(必着)
プロポーザル審査会	令和8年5月15日(金)(予定)
結果通知	令和8年5月18日(月)(予定)
契約手続き	令和8年6月上旬
契約期間	契約締結日から令和9年3月19日(金)

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限を過ぎた企画提案書の差替又は再提出は認めない。
- (5) 参加事業者から提出された関係書類は返却しない。
- (6) 契約候補者は、本業務を実施する場合において、市と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。
- (7) 本件プロポーザルは、契約候補者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と契約候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (8) 審査において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (9) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。

10 担当部局

江別市建設部土木事務所道路管理課（担当：成田・広坂）

〒067-0041 江別市元江別本町 21 番地

TEL：011-383-5900（直通）

FAX：011-383-6804

E-mail：dorokanri@city.ebetsu.lg.jp